

【国際法務担当者必見】米国ディスカバリのルールが変わった！ 連邦民事訴訟規則 (FRCP) の最新改正を 基礎から徹底解説

～最新の米国民事訴訟ルールを3時間で理解する～

たかきかえでこ
講師 **高木楓子** 氏

西村あさひ法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士

日時 平成30年3月8日(木) 午後2時00分～午後5時00分

2015年12月1日、米国連邦裁判所での民事訴訟の統一ルールである「連邦民事訴訟規則」(Federal Rules of Civil Procedure、通称「FRCP」)の改正法が施行されました。この改正は、ディスカバリなどの重要なルールを大きく変えるものであり、国際法務担当者ならば必ず押さえておくべきものです。また、2016年12月1日には、さらに追加の改正が行われました。しかし、日本では、これらの法改正に関する情報が未だに不足しているのが現状です。

そこで本講座では、日本・米国双方の訴訟実務経験を有する講師が、米国の連邦民事訴訟規則 (FRCP) の最新の改正についてわかりやすく解説します。連邦民事訴訟規則 (FRCP) の基礎を学びたい方から、「ディスカバリの要件が変わったと聞いたけど、いまいち良くわからない」といった悩みがある方・最新の米国民事訴訟実務を知りたい方まで、ご好評いただいた前回に引き続き、多くの皆様のご受講をお待ちしています。

1. 米国訴訟手続の基礎と連邦民事訴訟規則 (FRCP)

- ・連邦地裁での訴訟手続フロー外観
- ・連邦民事訴訟規則 (FRCP) とは何か
- ・米国訴訟における連邦民事訴訟規則 (FRCP) の位置付けと重要性 (日本の「民事訴訟法」との異同)
- ・米国訴訟と日本訴訟との違い⇒①連邦裁判所と州裁判所の関係 ②ディスカバリ (Discovery)
③陪審制 (Jury System) ④懲罰的損害賠償 (Punitive Damages) 等

2. 連邦民事訴訟規則 (FRCP) の条文の読み方

- ・連邦民事訴訟規則 (FRCP) には何が定められているのか⇒①総則 ②訴状の提出と送達
③答弁書の提出 ・各種申立て ・訴訟スケジュールの策定 ④訴訟当事者 ⑤ディスカバリ
⑥トライアル ⑦判決 ⑧仮処分・執行 その他

3. 2015年連邦民事訴訟規則 (FRCP) 改正で何が変わったのか？徹底解説

- (1) 訴訟手続の効率化
 - ・訴訟当事者と裁判所の相互協力
 - ・送達期限の短縮
 - ・ディスカバリプラン (Discovery Plan) の策定、スケジュールリング会議 (Scheduling Conference) の開催、スケジュールリング命令 (Scheduling Order) の各タイミングと内容
- (2) ディスカバリ (Discovery) のルール変更
 - ・ディスカバリの対象範囲が変わった
 - ・新しい「均衡性」(Proportionality) 要件とは何か
 - ・ディスカバリ要求 (Discovery Request) が認められるための6つの新要素
 - ・従来のディスカバリの問題点
 - ・ディスカバリ要求に対する対応実務は変わるか
 - ・ディスカバリ費用の負担軽減措置命令 (Cost-shifting Order) とは何か
 - ・文書開示要求 (Request For Production) の新実務
 - ・デポジション (Deposition)、質問状 (Interrogatories)、自白要求 (Request for Admission) の実務は変わるか
 - ・2015年改正に至った背景事情～米国におけるパテントトロール訴訟の脅威と電子証拠開示 (E-discovery)
- (3) 電磁的情報 (Electronic Stored Information、通称「ESI」) の保全
 - ・電磁的情報 (ESI) の保全不備に対する新しい制裁ルール (Sanction Rule)
 - ・「Reasonable Steps」とは何か
 - ・当事者による制裁申立てと裁判所の裁量権
 - ・故意による証拠隠滅の場合
 - ・当事者の立証責任 (Burden of Proof)
 - ・電子証拠開示 (E-discovery)
- (4) 訴状の「ひな形」(Form) の廃止

4. 法改正による米国民事訴訟実務への影響とまとめ

【講師紹介】東京大学法学部卒業。司法修習(旧61期)を経て、2008年9月より西村あさひ法律事務所弁護士(東京弁護士会所属)。2014年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年～2015年、米シカゴのカークランド・アンド・エリス法律事務所勤務。2015年ニューヨーク州弁護士登録。 ※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>

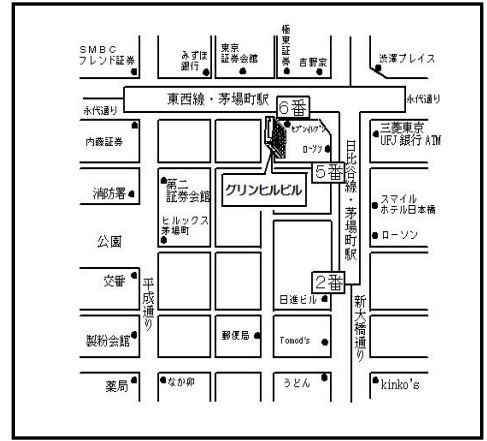


開催日

平成30年3月8日(木)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,700円

(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からお申し込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

連邦民事訴訟規則 (FRCP) の最新改正を
基礎から徹底解説
3 / 8

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成 30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (*セミナーコード 0447 (Law-300447) (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部 課 名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。